

令和5年度 第1回 郡上市成年後見制度利用促進協議会

日 時：令和5年8月21日（月）13時30分～15時00分

場 所：郡上市役所 4階 大会議室

出席者：木村委員、松森委員、鈴木（雅秀）委員、野邑委員、石神委員、鈴木（登）委員
小森委員、和田委員

オブザーバー：岐阜家庭裁判所（洞口）

事務局：田口健康福祉部長、山下高齢福祉課長、正義原社会福祉課長、西脇係長、川嶋主任
池村主事

＜郡上市成年後見支援センター＞

恩田地域福祉課長、井上課長補佐、粥川係長、日置主事

1、開会

2、委嘱書交付

3、あいさつ（田口健康福祉部長）

4、会長選出

郡上市成年後見制度利用促進協議会設置要綱 第4条に基づいて会長に木村委員を互選した。
木村会長より、第4条第3項に基づく職務代理者について松森委員を指名した。

＜参考＞

郡上市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5、協議事項

（1）郡上市における制度利用促進体制について

会 長：事務局から説明をお願いします。

事務局：本日は、郡上市における成年後見制度の利用促進計画と体制、実績について説明する。

以後資料に沿って説明

＜説明項目＞

- 1、整備方針：成年後見制度利用促進計画
- 2、権利擁護支援の地域連携ネットワーク
- 3、市内関係機関の連携体制
- 4、郡上市成年後見支援センター 役割と支援の流れ
- 5、相談実績
- 6、事業スケジュール・課題

(2) 郡上市成年後見制度利用促進体制等に係る意見交換

会 長：ここからは意見交換となる。意見や質疑などあればお願いしたい。

委 員：まずは私から1点。そもそも中核機関や協議会など、このような仕組みが必要な理由、また、どの点に1番課題があると考えているか。

事務局：2017年に生活支援ネット・ぐじょうが中心となり、市内の関係機関（ケアマネジャー・病院相談員など）にニーズ調査を行った。そこで当時200名ほどの制度利用が望ましい方がいることを把握しており、現状の利用人数が家庭裁判所データで約50名ほどであることを考えると4倍の潜在ニーズがあると考えた。今後、独居高齢者や障がい者の親亡き後問題の深まりを考えると、しっかり体制を作って取り組む必要があると考える。課題については、後見人等の支え手不足を1つの課題と捉えている。利用者数の増に伴い、支え手が必要だが、市内の専門職数にも限りがある。そこで、市民後見人など支え手の確保の検討が必要と考える。

委 員：相談内容について、困難ケースが入った時、どのような流れで支援を受けられるか。

事務局：中核機関（郡上市成年後見支援センター）では解決が困難なケースもあります。その場合、弁護士や司法書士、社会福祉士など専門職の助言がもらえるアセスメント会議という専門的な検討の場を設けている。

委 員：制度の利用に際して、継続的な報酬が発生する。それで申立てを躊躇する方もいると思うが、デメリットも含め、本人にはどう伝えるとよいか。

事務局：利用中は家庭裁判所が定めた報酬が発生する。一般的に月2万円ほどと言われており、郡上市では低所得者も制度利用ができるように郡上市成年後見制度利用支援事業を設けている。この事業では、助成対象は「申立て費用」「報酬」としている。

委 員：障がい者の支援では、本人の判断能力が「補助」「保佐」のどちらに該当するかなど困ることがある。今回、専門の相談窓口ができたことは安心したが、実際には報酬発生などデメリットがどうしても先立つ。それ以上のメリットや安心をPRできれば、普及できるのでは。

委 員：先ほど助成制度の話があったが、対象者や要件等、もう少し詳しく聞かせてほしい。

事務局：成年後見制度利用支援事業の対象者は「生活保護の方」又は「それに準ずる方」として低所得者の向けの制度設計としている。対象項目は「申立て費用」「後見人への報酬」となっており、助成額は一律額ではなく、費用の不足分を補足する。

委 員：現在、司法書士として10件ほど受任中だが、これ以上の受任は難しい。市内の司法書士でも受任できる方は限られている状況もある。そのため、債務整理等の専門職が行うべき課題が解決後、市民後見人や親族後見人へリレーするスポット的な使い方ができるといい。実際家庭裁判所でもそのようなケースはあるのか。

オブザーバー：実際のケースでは、複数後見人で選任することはあり、専門職が財産管理や法的課題を、親族が身上監護を、といった役割分担で支援している。ただし、実際には専門職1名が法的課題解決後も財産管理、身上監護を担っているケースも多くある。理由としては、親族後見人の成り手がいないという背景がある。

委 員：裁判所の統計では、新規受任者の内訳の「約8割が専門職」「約2割が親族」となっている。つまり、それだけ社会構造の変化で、専門職が受任するケースが増えているということ。報酬の在り方について触れると、専門職として支援する場合、やはりボランティアではなく報酬をいただきたいと考える。なお、市民後見人の報酬の在り方については課題だと感じており、市民後見人の場合、報酬額が安く済むという視点になると、これはおかしいと思う。国の仕組みにも関連する話だが、制度の利用促進を考えると大きな課題である。

会 長：今、成り手について話題となったが、何か意見等はあるか。

委 員：今回、個人的な関心やキャリアから市民公募委員に応募した。現在、市民後見人の研修を受講中であり、金銭管理の方法や本人をどう支援していくか学んでいる。個人的には、地域包括支援センターやケアマネジャー、病院相談員等のキャリアがあり、本人の判断能力に伴う生活課題には苦勞した経験がある。市民後見人の活用について、郡上市も広いため、地域性等も考慮して制度設計していけるとよい。

委 員：受任者の質の担保も重要と思われるが、各団体でどのような取り組み状況か。

委 員：社会福祉士会では、基礎研修Ⅰ～Ⅲを修了し、成年後見人養成研修と権利擁護センターぱあとなあの名簿登録研修を修了する。

委 員：司法書士会ではリーガルサポートだが、大体似たような状況である。

会 長：弁護士会では、特に研修プロセスは設けられていない。

委 員：成り手に関連して、養成後の活躍の場として法人後見を上手く活用できると良いのでは。専門職の多くは勤め人で、活動は基本的に休日、平日は有給で動いている。このような現状もあり受任数の増は難しい。また、被後見人が後見人よりも若いケースもあり得る。そういった面でも、法人後見ならば、組織的に人員や負担感をフォローすることができる。市民後見人の養成と活動は重要であり、どう仕組みを作るかが重要である。

委 員：後見人と被後見人も「人と人」なので、相性や関係性が問題となることがある。そのような点からも、後見人等の交代ができる法人後見は有効と考える。

委 員：後見制度の利用促進について、市民後見人の養成や活躍がとても重要と考える。

自身の回りでも、母の財産をめぐり兄弟間で争い制度活用したケースもある。やはり、事前に備えておくなど、きちんとしておくとういと感じた。

会 長：その他、意見等はあるか。

委 員：成年後見制度は国の仕組みだが、市民は財産管理に重点を置いたイメージが強いのでは。そうではなく、身上配慮や意思決定を尊重し、個人の権利を守りながら支援してくれるという特色を伝えられ、郡上市らしい仕組みで支援できると良い。

ちなみに、説明中で約200名の利用ニーズがあるのではとのことだったが、どのような形で把握された数字であったか。

事務局：アンケートで把握した数字である。対象者は、病院相談員やケアマネジャー、相談支援専門員などの関係者で、本人状況を鑑み、今後、必要が望ましいと思う方の総数となる。

委 員：申立て費用や報酬の補助について、制度内容やできることを、もう少し皆さんに知っていただけると良いのでは。

委 員：制度の利用人数等について、先進他市と比較するとまだ少ないという現状は認識した。

郡上市では高齢化率に伴い、空き家率も高くなっており、成年後見制度はこういった観点からも有効と感じた。郡上市における仕組みづくりを進める中で、みんな郡上市に住んで良かった、安心だ、と思える地域づくりに繋がると良い。

委 員：相談件数について、ご本人からの相談も多いようだが、どのような相談内容が多いか。

事務局：成年後見制度を知りたいという相談もあるが「自分が亡くなった後、家や土地などをどうしよう」などの内容も多い。

会 長：その他、質問や意見等はあるか。

質問等も無いようなので、進行を事務局にお返しする。

事務局：木村会長、また、委員の皆様には、貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。

キーワードで「市民後見人」が話題になった。岐阜県では受任者はなく、全国的にこれからの課題となっているが、いざニーズや仕組みが広がったときの対応、あるいは公的なサポートの在り方や仕組みなど、色々なヒントをいただけた。

また「法人後見の必要性和役割」「広報啓発のターゲティング」などの必要性も、皆さんの話を聞いて感じた。

今回いただいた意見を、郡上市、そして郡上市社会福祉協議会で受けとめて、長期的な計画で一步步進めていきたいと考える。

最後に閉会のご挨拶を、職務代理者の松森さんをお願いします。

職務代理者：成年後見制度は本当に複雑で、市民も利用を諦める方もいると思われる。そのあたりを配慮し、関係機関が連携して対応できると困っている方を助けることに繋がる。

今後も制度の利用促進に向け、各機関にはご対応をお願いしたい。